

令和5年度「適合証明技術者業務講習」受講案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。

「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主催者 共催：一般社団法人福岡県建築士事務所協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
協力：独立行政法人住宅金融支援機構

受講対象者 建築士事務所に所属する建築士

日時 令和5年11月22日（水）13：30～17：20（受付開始13：00）

会場 福岡県自治会館101会議室（定員：40名）
所在地：福岡市博多区千代4-1-27 TEL092-651-4284



受講申込みの方法

1. 受講申込書を持参される方は、適合証明登録申請に必要なものと合わせて、受講申込書に所要事項を記入し、登録料、受講料を添えてお申し込みください。領収証、受講券をその場でお渡しいたします。

受付：9時00分～16時30分（土曜、日曜、祝祭日は休み）

2. 受講申込書を送付される方は、受講料、登録料は下記振込先にお振込みいただき、①適合証明登録申請に必要なもの②申込書に所要事項を記入された受講申込書③振込証明書コピー貼付け用紙（お振込みした受領書のコピーを貼付けたもの）を郵送にてお申し込みください。折り返し、受講券をお送りいたします。

福岡銀行 博多駅東支店 普通 2100263

一般社団法人福岡県建築士事務所協会 会長 岩本 茂美

※ 振込手数料は依頼人様のご負担となります。

※ 一旦納付された受講料は、当協会の責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還されません。

(1) 登録申請に必要なもの

- ① 登録申請書
- ② 適合証明業務に関する確認書
- ③ 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した、建築士事務所登録を証する書類の写し（登録通知書でも可）
- ④ 登録予定建築士の建築士免許証、または免許証明書の写し
- ⑤ 登録予定建築士の写真2枚（1枚は登録申請書貼付用、もう1枚は受講票貼付用）（オンライン講習受講希望者は登録申請書貼付用の1枚のみ）

※ 無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（縦3.0cm、横2.4cm）で、6カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真については不可）

- ⑥ 公的機関発行の写真付き資格証など（運転免許証、パスポートなど）の氏名と写真が確認できる書類の写し（②が建築士免許証明書、もしくは⑤の資格者証が写真付きであれば、不要）
- ⑦ 既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書、または資格者証の写し

※まだ手元にない場合は受講予定（年度内に修了証明書、または資格者証の写しが必要なため、必ず令和5年12月末までの受講日であることを証明できるものでも可）

(2) 受講料、登録料

| 登録期間 | 登録料 | 受講料 | 実務手引代 | 合計 |
|------|---------|---------|--------|---------|
| 1年間 | 6,650円 | 11,000円 | 4,400円 | 22,050円 |
| 2年間 | 13,300円 | | | 28,700円 |
| 3年間 | 19,950円 | | | 35,350円 |

時 間 割

| 時間 | 内容 | 講師 |
|---------------------------------|--|------------------------|
| 13:30～13:40 (10分) | あいさつ | 建築士事務所 協会役員等 |
| 13:40～17:00 (200分、 休憩を含む) | 適合証明業務の概要・意義、手続・対象となる 住宅・流れ、一戸建て等、耐久性基準、マンシ ョン、既存住宅状況調査結果活用、フラット 35S・維持保全型、検査省略、書式、検査過誤 事例・Q&A、適合証明業務システム など | 映像講習 (住宅金融支 援機構) |
| 17:00～17:20 (20分) | 理解度確認チェック | |

C P D 建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定 (3 認定時間)。

注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. 受講票を当日必ずご持参のうえ、受付にご提示ください。
3. 講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和 5 年度改訂版」は、講習当日にお渡しします。
4. 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
5. 講習を受講しない場合、「適合証明技術者登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
6. 「適合証明技術者登録証明書」は、令和 6 年 3 月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します。
7. 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。